

- ◆ 必須です！ 雇入れ時の労働条件明示
- ◆ 令和3年度、雇用保険料率は変わりません



必須です！ 雇入れ時の労働条件明示

本紙 2021 年 2 月号でお知らせしたとおり、今年 4 月 1 日より、正社員とそれ以外の労働者との間で、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。（いわゆる「同一労働同一賃金」）

今号では、同一労働同一賃金への対応を考える前段階として、【雇入れ時の労働条件明示】についてお知らせします。

○**明示すべき事項**：雇入れ時に明示すべき事項は、法令により以下のように定められています。

必ず明示しなければならない事項	定めがある場合に明示しなければならない事項
① 契約期間 ② 就業の場所 ③ 従事すべき業務 ④ 始業及び終業の時刻 ⑤ 休憩時間 ⑥ 所定労働時間を超える労働の有無 ⑦（交替制勤務の場合のみ）就業時転換 ⑧ 休日 ⑨ 休暇 ⑩ 賃金（賃金の額、計算方法、支払方法、賃金締切日、賃金支払日） ⑪ 昇給 ⑫ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）	⑬ 退職金（対象者、計算方法、支払時期等） ⑭ 賞与等 ⑮ 最低賃金額 ⑯ 労働者に負担させる食費・作業用品等 ⑰ 安全及び衛生 ⑱ 職業訓練 ⑲ 災害補償 ⑳ 業務外の傷病扶助 ㉑ 表彰及び制裁 ㉒ 休職

パートタイム労働者^{※1}、有期雇用労働者^{※2}に対しては、上記に加え以下の項目も明示が必要です。

有期雇用労働者	㉓ 契約更新の有無、契約更新の判断基準 ㉔（有期雇用特別措置法による特例の対象者のみ）特例の内容、特定有期業務
パートタイム労働者 及び 有期雇用労働者	㉕ 昇給の有無 ㉖ 退職金の有無 ㉗ 賞与の有無 ㉘ 雇用管理の改善等に関する相談窓口

※1 「パートタイム労働者」… 1 週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

※2 「有期雇用労働者」… 期間を定めて雇用される労働者

○明示の方法：

【①～⑩、⑫、㉓～㉗】⇒ **書面の交付等**により明示する必要があります。

*労働者が希望した場合には、FAX やメール等（出力して書面を作成できるものに限る）による明示も可能です。

〔方法1〕『雇用契約書』に賃金や労働時間等の労働条件を盛り込む。

〔方法2〕『雇用契約書』とは別に『労働条件通知書』を作成して労働者に渡す。

【⑪、⑬～⑲】⇒ 明示方法に関する法的定めはありません。書面の交付等により明示するほか、『就業規則』に明示する等の方法が考えられます。



雇用契約書（記載例）

株式会社〇〇〇〇（甲）と従業員 〇〇 〇〇（乙）は、以下の条件により雇用契約を締結する。

契約期間	期間の定めなし（雇入日 令和3年4月1日） ※試用期間 3ヵ月 【期間の定めがある場合の例】 期間の定めあり（令和3年4月1日～令和4年3月31日） ※試用期間1ヵ月 ①更新する場合があります。 ※通算契約期間の上限5年 ②契約の更新は次により判断する。 勤怠状況、勤務態度、勤務成績、能力、契約期間満了時の業務量、会社の経営状況
就業の場所	株式会社〇〇〇〇 本社（東京都渋谷区代々木 X-X-X）
従事すべき業務	経理事務
始業・終業の時刻	始業9時00分 終業18時00分
休憩時間	12時00分～13時00分（60分）
所定時間外労働の有無	所定時間外労働、休日労働 有
休日	土曜、日曜、国民の祝日、年末年始、その他会社が休日と定める日
休暇	①年次有給休暇 労働基準法どおり（6ヵ月継続勤務した場合→10日） ②有給の休暇（慶弔休暇） ③無給の休暇（産前産後休業、生理休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇） ＊詳細は、「就業規則」第〇条～第〇条による。
賃金	①基本給（月給） XXX,XXX 円 ②諸手当 ・△△手当 月額 XX,XXX 円 ・通勤手当 月額 X,XXX 円 ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ・時間外 法定超 月60時間以内25%、月60時間超50% ・休日 法定休日35%、法定外休日25% ・深夜 25% ④賃金締切日 毎月15日 ⑤賃金支払日 毎月25日（金融機関が休日のときはその前営業日） ⑥賃金支払方法 金融機関口座への振込み ⑦賃金の改定 4月 ⑧賞与 原則として年2回（6月、12月） ⑨退職金 無
退職に関する事項	①定年制 有（60歳） ②継続雇用制度 有（65歳まで） ③自己都合退職の手続き 退職する1ヵ月前までに届け出ること。 ④解雇の事由及び手続き 「就業規則」第〇条～第〇条による。
その他	＊雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 人事部 山田太郎 TEL:XXXX-XXXX ＊その他の労働条件については、「就業規則」による。

年 月 日

（甲）東京都渋谷区代々木 X-X-X

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

（乙）住所

氏名

印

黄色マーカー部分は、パート・有期雇用労働者に対して、書面で明示しなければならない項目です。

令和3年度、雇用保険料率は変わりません

令和3年度の雇用保険料率は据え置かれることになりました。
令和2年度の保険料率から変更ありません。

